

名古屋市北区選挙管理委員会告示第13号

第51回衆議院議員総選挙の投票管理者及びその職務を代理すべき者の変更について

令和8年1月27日付 名古屋市北区選挙管理委員会告示第7号（第51回衆議院議員総選挙の投票管理者及びその職務を代理すべき者について）の一部をつぎのとおり変更した。

令和8年2月4日

名古屋市北区選挙管理委員会
委員長 堀部 祐二

- 1 新たに投票管理者職務代理人に選任する者
(別紙省略)
- 2 投票管理者職務代理人を辞任した者
(別紙省略)

名古屋市北区選挙管理委員会
(北区役所総務課)